

# 学術会議に関する報告



2012年9月20日

日本天文学会総会@大分大学

第22期日本学術会議第三部 物理学委員会

天文学・宇宙物理学分科会副委員長

須藤 靖

# 第22期天文学・宇宙物理学分科会

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/bunya/buturi/giji-tenmongaku.html>

委員長	観山 正見	副委員長	須藤 靖
審議 経過	<ul style="list-style-type: none"><li>・我が国の宇宙開発・利用、宇宙科学の推進体制について、現状を踏まえて意見交換し、その結果、学術会議から提言を表明することを検討。</li><li>・当該分野の大規模計画（100 億円以上）、中規模計画（科研費では不可能な100 億円未満）の洗い出し、フォローアップ、見直し、評価、推奨を検討。</li></ul>		
具体的 成果等 (今後の予定を含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・当分科会が中心となって起案した「我が国の宇宙政策の在り方と宇宙科学の推進について」が学術会議提言として物理学委員会・地球惑星科学委員会の連名で6月27日公表された。</li><li>・「大規模計画」については秋期分科会でフォローアップ予定。</li><li>・「中規模計画」については、分野毎に中規模計画の点検評価を依頼し、高評価の計画を当該分科会に推薦いただき、それを踏まえて、全体像をまとめ高レベルの計画を評価・推奨するため、平成25年2月にシンポジウムを計画。</li></ul>		
開催状況	平成23年11月1日、平成24年1月4日、2月20日、6月13日		

# 提言「我が国の宇宙政策のあり方と宇宙科学の推進についてー宇宙開発利用のさらなる発展のためにー」（6月27日）

- 平成24年6月20日に「内閣府設置法等の一部を改正する法律」が成立した。これは、平成20年に施行された「宇宙基本法」とあわせて、これまで技術開発に力点が置かれてきた我が国の宇宙開発を、今後は利用という観点をより重視したものとしようとするものであり、我が国における宇宙開発利用の推進体制の大きな変革である。この変革期にあたり、今まで世界に誇る優れた成果をあげてきた日本の宇宙科学研究が、その優れた活力をさらに発展させ、宇宙開発利用の全般に対し、より一層の牽引力を発揮できるよう、学術コミュニティの立場からの提言をまとめた。

# 提言「我が国の宇宙政策のあり方と宇宙科学の推進についてー宇宙開発利用のさらなる発展のためにー」

- 宇宙科学研究を、宇宙開発利用全体を先導する主軸要素として位置づけ、宇宙政策委員会に宇宙科学研究コミュニティの代表を含めること。
- 宇宙政策委員会の議論を、原則として公開すること。
- 宇宙科学研究の活力を国のレベルに適切に取り込む枠組みを作ること。
- 宇宙開発利用機関と大学・研究機関等との連携をより強化し、宇宙開発利用の活性化の担い手および人材の供給源として、全国の大学等がこれまで以上に効果的に、宇宙開発利用の場に参加できるようにすること。

# 提言「我が国の宇宙政策のあり方と宇宙科学の推進について－宇宙開発利用のさらなる発展のために－」

- 提言の全文は以下からダウンロードできます  
(2012年6月27日にtennetにも流しました)
- <http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html>
- <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-15.html>

# 宇宙政策委員会

- **青木 節子** 慶応大学総合政策学部総合政策学科教授
- **葛西 敬之** 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長（委員長）
- **中須賀 真一** 東京大学大学院工学系研究科教授
- **松井 孝典** 千葉工業大学惑星探査研究センター所長、東京大学名誉教授（委員長代理）
- **松本 紘** 京都大学総長
- **山川 宏** 京都大学生存圏研究所航行システム工学分野教授
- **山崎 直子** 宇宙飛行士

## Website

<http://www8.cao.go.jp/space/comittee/about.html>

ただし第一回委員会（7月31日）これまでの宇宙専門調査会の時と同様、議論は原則非公開ということになった。ただし議事録は公開される。



山崎直子

# 震災復興と宇宙開発

2012年09月05日

WEBRONZA+

- 7月に内閣府に新設された宇宙政策委員会の委員となりました。7月31日に初会合を首相官邸で開き、8月17日付けで「平成25年度宇宙開発利用に関する経費の見積もりの方針」を通知し、現在は、5年計画として国が定める「宇宙基本計画」を今年度内に策定する作業を行っています。
- 新体制発足の目的の一つは産業振興です。民間の調査によれば、日本の宇宙機器産業の規模は、平成10年から平成18年の間に、売り上げが約40%、従業員数が約30%近く減少しており、国際競争力の強化に向けた取り組みが大きな課題となっているからです。現在、宇宙産業の年間約3000億円の売り上げは、ほとんどが官需にもとづいています。従って、民需、海外需要を積極的に伸ばしていくための戦略が求められています。いわゆる宇宙の分野だけでなく、広く裾野を広げていきたいと思えます。

## 22期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針

- マスタープランとして、学術分野のビジョン・体系に立脚した大型施設計画・大規模研究計画（学術大型研究計画）および、諸観点から速やかに予算化すべき大型施設計画・大規模研究計画（重点大型研究計画）の二つの計画を策定する
- 学術大型研究計画は、実施期間5-10年程度、および予算総額数十億円超（上限は特に定めない）の予算規模を有する。総数は200件程度とする

# 天文学・宇宙物理学分科会のマスタープラン策定方針

- 宇電懇、光天連、理論懇、CRC、高宇連、太陽研究者連絡会に 中規模計画の推薦依頼(11月末締め切り)
- 2012年12月、2013年1月の分科会でその一部をヒアリング
- 2013年2月17日、18日にシンポジウムを開催する予定

内閣府設置法等の一部を改正する法律(2012年7月12日施行)

宇宙の開発及び利用に関する施策を一体的に推進するための措置

1. 内閣府の所掌事務の追加 → 内閣府における宇宙戦略室の設置

2. 内閣府における宇宙政策委員会の設置 →

宇宙政策委員会		委員名簿
委員長:	葛西 敬之	JR東海会長
委員:	青木 節子	慶大教授
	中須賀 真一	東大教授、
	松井 孝典	千葉工大教授
	松本 紘	京大総長
	山川 宏	京大教授
	山崎 直子	宇宙飛行士

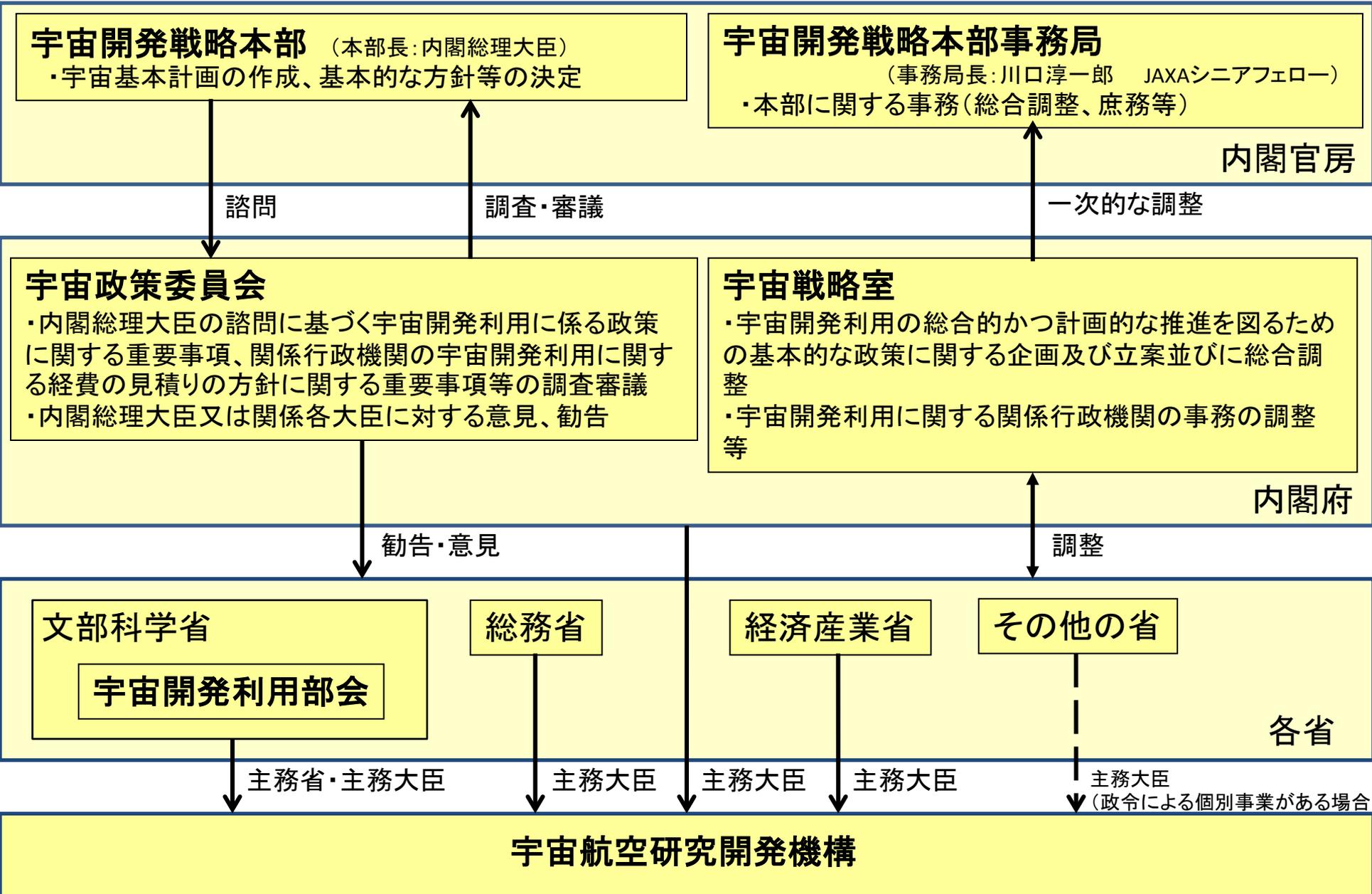
3. 宇宙航空研究開発機構の見直し

→ JAXA法改正

4. 宇宙開発委員会の廃止

→ 文部科学省における宇宙開発利用部会の設置

# 宇宙開発利用の新しい推進体制

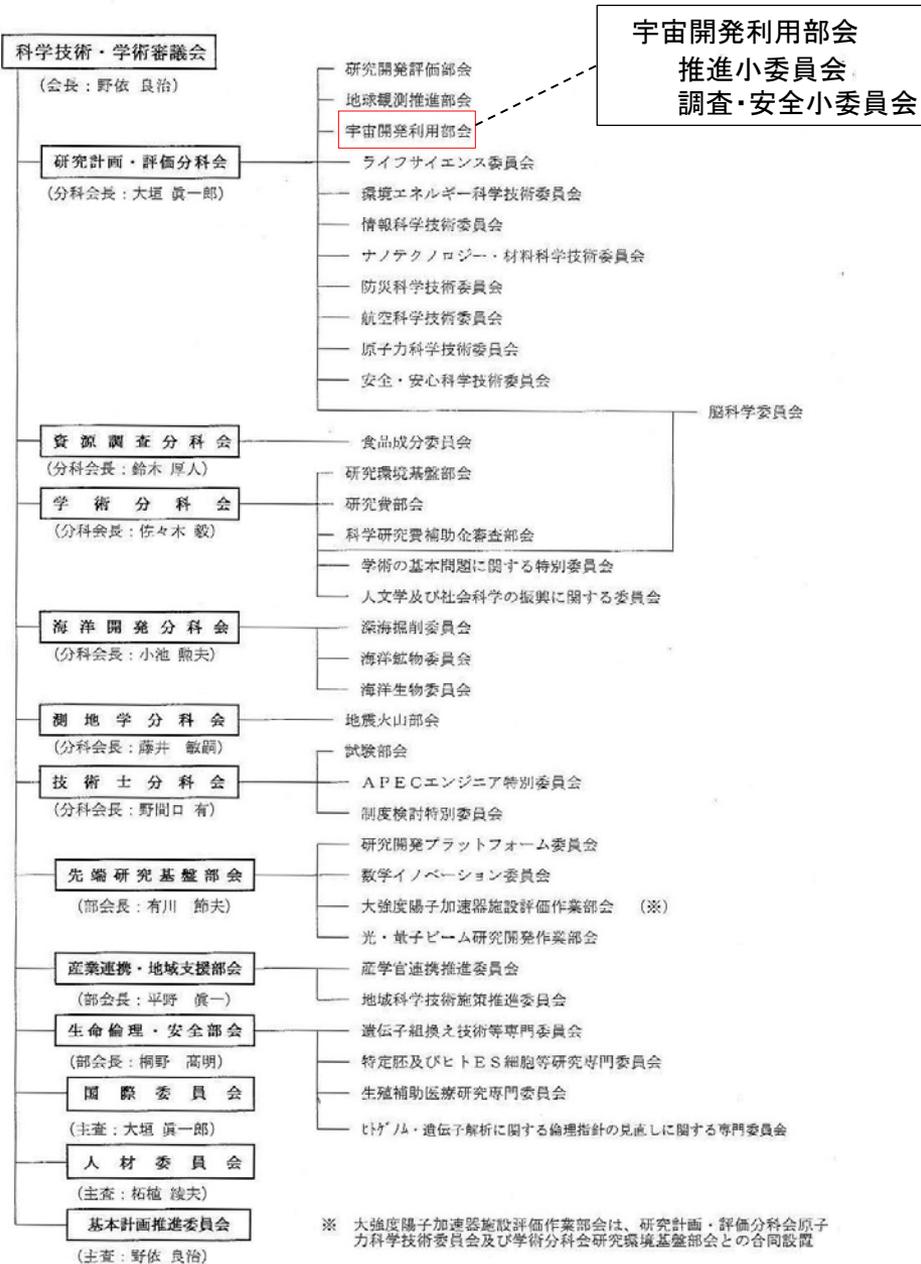


# 文部科学省における宇宙開発利用部会の設置

第6期科学技術・学術審議会組織図 (平成24年7月24日)

研究計画・評価分科会における部会の設置について

平成24年3月30日  
研究計画・評価分科会決定



宇宙開発利用部会  
推進小委員会  
調査・安全小委員会

1. 科学技術・学術審議会令第六条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の部会を設置する。

名称	調査審議事項
宇宙開発利用部会	文部科学省における宇宙の開発及び利用に関する重要事項の調査審議を行う。

2. 主な調査審議内容

- 宇宙基本計画などで示される重要課題に対応するため、宇宙の開発及び利用（以下、「宇宙開発利用」という）に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項。
- 宇宙開発における打上げ等の安全確保に関すること。
- 重大な事故・不具合等が発生した場合の原因究明及びその対策に関すること。

## 宇宙開発利用部会 委員名簿

部会長	大垣 眞一郎	国立環境研究所理事長
部会長代理	柘植 綾夫	日本工学会会長
委員	青木 節子	慶大教授
	井上 一	JAXA宇宙科学研究所特任教授
	河内山 治朗	元宇宙開発委員会委員
	服部 重彦	島津製作所会長

※ 大強度陽子加速器施設評価作業部会は、研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会及び学術分科会研究環境基盤部会との合同設置

# JAXA法改正後のJAXA業務の内容と主務大臣

## 業務の範囲: 改正後

- 一 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
- 二 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。
- 三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
- 四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。(追加)
- 七 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- 八 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 九 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 主務大臣の上記業務への関わり

- ①一、二、八、九号: 文部科学大臣のみ
- ②三、四、五、七号(宇宙科学に関する学術研究のためのもの): 文部科学大臣のみ
- ③三及び四(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く)、これらに関連する五及び七: 文部科学大臣、総務大臣
- ④三及び四(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く)の「宇宙の利用の推進に関するもの」、これらに関連する五及び七: 文部科学大臣、内閣総理大臣(追加)、総務大臣
- ⑤六: 文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣 (追加)

なお、③、④項のうち、政令による個別プロジェクトについては、政令で定める大臣が主務大臣に追加されることとなっている。(追加)